

久留米市役所本庁舎清掃業務委託仕様書

1 目的

久留米市役所本庁舎内外及びこれに付随する諸施設等の維持・保全・環境衛生に留意するとともに、庁舎利用並びに来庁者のために常に清潔かつ快適な環境を保持することを目的とする。

2 業務場所

- (1)久留米市役所本庁舎及び庁舎敷地内外構(城南町15番地3)
- (2)第2駐車場及び公用車駐車場(城南町16番地1、16番地2、16番地14)

3 履行期間

履行準備期間:契約日から令和5年3月31日まで

履行期間:令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 一般事項

- (1) 受託者は、誠意をもって受託場所及びその構内の美観保持について、契約書・清掃業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び清掃業務作業要領(以下「作業要領」という。)に基づき、信義を重んじ善良な管理者の注意をもって誠実に受託業務を遂行しなければならない。
- (2) 委託者は、業務実施が契約書及び仕様書に適合していないと認めたときは、業務の手直しを命ずることができる。
- (3) 受託者は、業務に従事する作業員の配置にあたっては、経験豊かな者を選ぶとともに教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い秩序の維持に努めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の総括及び指揮監督その他一切の事項を処理する作業責任者(以下「責任者」という。)1名及び副作業責任者(以下「副責任者」)若干名を選任し、責任者、副責任者のいずれか1名を常に委託場所に配置するものとする。
- (5) 受託者は、責任者若しくは副責任者として、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けているもの又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定によるビルクリーニング技能士を1名以上配置するものとする。
- (6) 作業員は、受託社名入りの統一した作業服を着用するものとし、事故防止・機密保持その他執務規則を厳守するとともに、常に言語・態度を良くし、職員・来庁者に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (7) 作業員は、庁舎設備機器及び備品その他の破損箇所を発見したときは、ただちに委託者に報告しなければならない。
- (8) 業務を実施するために使用する材料・機器等は、建築物の構造機能及び材質を損傷又は変質させないような品質良好なものとし、新製品等は十分なテストのうえ委託者の承認を受けなければならない。
- (9) 清掃業務に必要な機材・器具・消耗品・作業服等は受託者の負担とする。
- (10) 便所内の石鹼・石鹼液・トイレトペーパー等衛生品の有無を随時点検し、使用に支障がないよう補充するものとする。
- (11) ごみは、市指定のごみ袋に入れて所定の場所に搬入すること。
- (12) 市指定ごみ袋(受託業務で使用するもの他、職員が本庁舎のごみを収集する際に使用するものも含む)・汚物袋・石鹼・石鹼液・トイレトペーパーは受託者の負担とする。

- (13) 便所、洗面所等の排水管の詰まりや漏水等が発生した場合は、応急処置を講じたうえで委託者に報告を行うこと。
- (14) 本業務の想定を超えた汚損等が発生した場合も清掃作業を行うこと。ただし、本業務で使わない薬剤や機材を要する等、特殊な清掃が必要な場合、その費用負担は委託者との協議により決定する。

5 清掃箇所・数量・内容

清掃箇所、面積、床の材質は別紙1「久留米市役所本庁舎清掃 材質・面積表」のとおりとし、清掃の数量、内容等は別紙2「久留米市役所本庁舎清掃業務数量表」のとおりとする。
また、清掃内容の具体的な方法は、「建築業務共通仕様書 平成30年度版」を適用する。

6 作業時間及び鍵の管理

- (1) 日常清掃及び巡回清掃は、午前6時00分以降午後9時00分までに完了するものとする。ただし、委託者の指示があった場合はこの限りではない。
- (2) 定期清掃及び特別清掃は、原則として閉庁日に実施するものとする。ただし、執務に支障がない箇所及び委託者の指示があった場合はこの限りではない。
- (3) 清掃作業後は戸締まりを点検し、鍵は責任者若しくは副責任者が所定の場所に返納すること。なお、委託者の勤務時間外の事務室等の清掃を行うときは必ず責任者若しくは副責任者が立ち会い、警備員室からの鍵の收受についても責任者若しくは副責任者が責任をもって行うこと。

7 業務実施計画表及び作業日報の提出

- (1) 受託者は、月間作業計画表を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、清掃業務の履行状況に関する日報を作成し委託者に提出すること。
- (3) (1)及び(2)の報告書の費用はすべて受託者の負担とする。

8 遵守事項

本業務において障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。